大阪市水道局　特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）　　**9 月分**

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和8年度　豊野浄水場外3か所管理設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	東芝インフラテクノサービス株式会社　関西支店	¥23,562,000	令和8年9月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	－
2	柴島浄水場階段昇降機保守点検業務委託長期継続	各種施設管理－機械設備等保守点検	広洋産業株式会社	¥3,715,800	令和8年9月29日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	－
3	東部水道センター外9か所電気設備保安管理業務委託（その2）	各種施設管理－機械設備等保守点検	株式会社電研エンジニアリング	¥5,280,000	令和8年9月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号	G26	－

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度　豊野浄水場外３か所管理設備外保守点検業務委託

2　契約の相手方

東芝インフラテクノサービス株式会社

3　随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、楠葉取水場、柴島浄水場に設置している管理設備及び長居配水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社東芝が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業は東芝インフラテクノサービス株式会社へ事業承継されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、東芝インフラテクノサービス株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号

5　担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号０７２－８２５－４７０４）

随意契約理由書

1　案件名称

柴島浄水場階段昇降機保守点検業務委託　長期継続

2　契約の相手方

広洋産業株式会社

3　随意契約理由

本業務は、柴島浄水場に設置している階段昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該階段昇降機は、広洋産業株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、階段昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、階段昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、階段昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、広洋産業株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号

5　担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号０６－６８１５－２４０２）

随意契約理由書

１　案件名称

東部水道センター外９か所電気設備保安管理業務委託（その２）

２　契約の相手方

株式会社電研エンジニアリング

３　随意契約理由

本業務は、東部水道センター外９か所に設置している自家用電気工作物について、電気設備保安管理業務を行うものです。

現契約の履行期間が令和８年９月 30 日までであり、令和８年 10 月１日以降の履行にあたり、令和８年９月７日付で入札を執行しましたが不調となりました。

当該施設においては、電気事業法で定める保安規程に基づき、有資格者による保守点検が義務付けられており、現行契約履行期間後も切れ目なく業務を実施する必要があります。

今後、不調となった原因及び入札条件などの確認を行った上で、再入札の手続きを行います。手続きにあたり約４か月を見込んでおり、次期契約の履行開始までの必要最小限の期間について、本業務を確実かつ継続的に履行できる事業者と契約を締結する必要があります。

現契約の受注者である株式会社電研エンジニアリングは、既に本業務を履行する体制を整えているとともに、各事業所の設備及び管理状況など業務遂行上、必要な内容を熟知しています。このため、新たな準備期間を設けることなく、ひいては東部水道センター外９か所の保安管理業務を確実に履行することが可能です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

４　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第６号

５　担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号０６－６８１５－２４０２）